



令和5年5月25日 恵那記者会 配布資料			
担当課	担 当 課	担 当 者	電話番号(内線)
恵那県事務所	環境課	野原 勝樹	0573-26-1111(215)

恵那総合庁舎内県職員によるプラごみゼロ活動の実施について

県では、県民の環境美化意識の高揚を目的として、昭和62年度から、「美しいふるさと運動」を実施しています。

この運動の強化期間として、例年、5月30日～6月5日を「プラごみゼロ・キャンペーン週間」と定め、県内各地で様々な取り組みを行っています。

その一環として、今回、「プラごみゼロ・キャンペーン週間」期間中である6月1日に、下記のとおり「県職員によるプラごみゼロ活動」を実施します。

また、県では、6月1日～6月30日までの期間を「特定外来植物防除月間」と定めていることから、本活動にあわせて庁舎周辺に自生している「オオキンケイギク」（特定外来生物：次ページ参照）の駆除を行います。

記

- 1 日時 令和5年6月1日（木） 17:15～18:00
- 2 場所 恵那総合庁舎周辺道路等
- 3 内容 恵那総合庁舎の県職員による空き缶拾い等の清掃活動及び「オオキンケイギク」の駆除
※雨天の場合は、翌日の6月2日（金）に延期します。

【参考】

1 特定外来生物

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律：平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）第 2 条に基づき、外来生物のうち、生態系等に被害を及ぼすものを「特定外来生物」に指定している。

現在、アライグマ、カミツキガメ、ブルーギル、アルゼンチンアリなど 156 種が指定されている。

特定外来生物は、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野に放つことなどが原則禁止されている。

2 オオキンケイギク

5 月から 7 月頃にかけて直径 5 c m から 7 c m の橙黄色の花をつけるキク科の植物で外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている。

県内の道端や川原などで繁殖が認められており、計画的な防除として機械及び人力により刈り取り、抜き取り等が実施されている。

駆除については、根から引き抜き枯死させるのがよいが、大量に生えている場合は種子のない時期に茎から刈り取ることも生息範囲を拡げない効果がある。



オオキンケイギクの花弁



自生するオオキンケイギク